○河北町新規就農者定住支援事業費補助金交付規程

平成29年９月14日告示第82号

改正

平成31年４月１日告示第96号

令和７年３月26日告示第35号

河北町新規就農者定住支援事業費補助金交付規程

（趣旨）

第１条　この規程は、町外から本町に移住し賃貸住宅に居住しながら農業経営を開始する新規就農者及び農業研修を受ける研修生の定住を支援するため、賃貸住宅の家賃に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成９年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、次のいずれかの要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

（１）　本町に３年以内に転入した、農業経営を開始する者で、本町で認定新規就農者の認定を受けた者（以下「転入認定新規就農者」という。）

（２）　本町に３年以内に転入した、河北町就農研修生受入協議会員の農家または、山形県認認定研修機関で１年以上の研修を受ける者で、研修終了後、本町で認定新規就農者として農業経営を開始すると見込まれ、経営開始時の年齢が50歳未満の者（以下「転入研修生」という。）

（３）　その他町長が認めた者

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、補助対象者が賃貸借契約を締結した賃貸住宅（夫婦で農業経営を開始又は研修を受ける場合は、補助対象者の配偶者が賃貸借契約を締結した賃貸住宅を含む。）に係る家賃とする。ただし、次に掲げるものは除く。

（１）　共益費、管理費及び駐車場使用料等

（２）　補助対象者の３親等以内の者が所有する賃貸住宅に係る家賃

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、家賃月額の２分の１又は月額４万円のいずれか低い額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助期間）

第５条　補助期間は、転入認定新規就農者については認定新規就農者の認定が始まる月から認定が終わる月まで、転入研修生については研修開始する月から認定新規就農者の認定が終わる月までとする。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、規則の様式第１号の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第１号）

（２）　収支予算書（様式第２号）

（３）　住民票（前住所地の入っているもの）

（４）　住居賃貸借契約書の写し

（５）　その他町長が必要とする書類

（補助対象事業の変更）

第７条　補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象経費を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第３号）に、必要書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更内容が、補助金交付決定額の２割以内の減額となるものを除く。

２　町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、事業完了後１月以内又は交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、規則の様式第３号の実績報告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　収支決算書（様式第２号）

（２）　領収書等家賃の支払いの分かるもの

（３）　その他町長が必要とする書類

（補助金の交付）

第９条　補助金の交付は、年２回に分けて行い、４月から９月までを上期とし、10月から３月までを下期とし、上期については10月に概算払として、下期については４月に精算払として交付する。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、河北町新規就農者定住支援事業費補助金精算（概算）払請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年４月１日告示第96号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月26日告示第35号）

この規定は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号

河北町新規就農者定住支援事業　事業計画書

1. 補助対象者区分 （○）をつけてください	転入認定新規就農者　　転入研修生
2. 経営開始又は研修開始時期	年　月　日 （転入研修生は研修先：　　）
3. 居住する賃貸住宅の契約者氏名（借主）	
4. 申請者と契約者の関係 （○）をつけてください	本人　　配偶者
5. 賃貸住宅	所在地　河北町 名　称
6. 賃貸住宅の所有者	住　所 氏　名
7. 申請者と所有者の関係 （○）をつけてください	3親等以内の親族ではない　　3親等以内の親族である
8. 一月の補助額	円（実質支払い額） 円（一月当り補助額）
9. 補助金額	円（一月当り補助額×　　ヶ月）

様式第２号

収支予算(決算)書

1. 収入の部

(単位:円)

区　　分	本年度予算(決算)額	備　　考
町　補　助　金		
自　己　資　金		
合　　計		

2. 支出の部

(単位:円)

区　　分	本年度予算(決算)額	備　　考
新規就農者定住支援事業 (実質支払い額)		
合　　計		

様式第３号

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者住所

申請者氏名　　印

補助金交付変更承認申請書

　　年　　月　　日付け指令第　　号をもって交付決定の通知のあった河北町新規就農者定住支援事業費補助金について、河北町新規就農者定住支援事業費補助金交付規程第７条の規定により、下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく申請します。

記

1　変更の理由

2　補助対象額　　円

3　補助金の申請額　　円

4　収支予算書

5　その他町長が必要とする書類

（注）　2、3、4については、変更前を（　）で上段に記入すること。

様式第４号

指令第　　号

年　　月　　日

様

河北町長　　印

補助金交付決定変更通知書

年　　月　　日付けで申請ありました河北町新規就農者定住支援事業費補助金について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　円

（注）　決定額については、変更前を（　）で上段に記入すること。

様式第５号

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者住所

申請者氏名　　印

河北町新規就農者定住支援事業費補助金精算（概算）払請求書

年　月　日付け指令第　号をもって交付決定のあったこの事業について、河北町新規就農者定住支援事業費補助金交付規程第９条の規定により、精算（概算）払の請求をしたいので、下記により金　　円を交付されたく請求する。

記

年　　月　　日現在

区　分	町補助金 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A) － (B+C)	事業完了 予定年月日
	円	円	円	円	
計					